

お知らせ

院外処方せんに関する薬剤の一般的名称の記載について

当院では、後発医薬品の使用に積極的に取り組むとともに、医薬品の安定供給について取り組んでいます。

その一環として、院外処方せんに薬剤の一般的名称（有効成分）を記載し交付（「一般名処方」）する場合があります。

医薬品の供給不足等、供給状況が変化する場合でも、一般名処方を行うことで、有効成分が同じ先発医薬品や複数の後発医薬品の中から供給可能な商品を選択することができ、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら、当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和6年4月

県立北薩病院 院長